〇総務省告示第六十一号

号 等 + 報 及 ょ 人 \mathcal{O} る に 五. 提 を び 行 関 第 号 識 特 供 部 個 政 ネ 几 定 す 别 丰 を 人 る 第 + 個 す 改 番 続 ツ 六 人 法 兀 1 る 正 号 12 す 条 情 + た 律 ワ 力 お 第 1 け 報 \mathcal{O} \Diamond る 規 条 省 る \equiv \mathcal{O} ク \mathcal{O} K シ 項 提 定 番 令 並 特 \mathcal{O} 第 供 に ス 号 定 U 等 令 ょ テ に \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} る 規 情 号 利 個 に Δ 和 関 に 並 通 定 用 元 報 人 等 75 す 知 12 ょ 年 提 を る る 識 に 力 基 12 総 供 第 関 省 づ 特 務 ネ 别 令 す 兀 K き す 省 定 ツ + 第 る 令 る 及 個 1 兀 び 第 た 七 行 人 法 ワ +] 条 個 政 情 律 + 8 第 兀 手 報 五 ク \mathcal{O} 人 \mathcal{O} 条 続 規 号 番 シ 番 \mathcal{O} 号 号 項 第 提 定 ス に 第 テ 供 12 \mathcal{O} \mathcal{O} 力 お 等 \equiv け ょ 施 利 項 L る 号 第 F, る に 行 12 用 ょ 等 関 \mathcal{O} 五. 並 特 通 に 号 、 規 び 定 す 知 伴 る に 定 に る 力 特 関 \mathcal{O} 11 第 省 す 情 個 定 12 基 令 F 及 る 兀 報 個 人 を 及 づ + 提 てバ 人 法 亚 き 行 供 識 てバ 情 律 五 条 総 ネ 別 成 個 政 報 \mathcal{O} 第 務 す 手 規 ツ 人 \mathcal{O} + 提 定 大 1 る 番 続 ___ 六 臣 項 ワ た 号 供 に に が 第 8 年 力 お 等 ょ 定 に ク 総 け る 兀 \mathcal{O} 関 K 8 뭉 シ 番 務 る 涌 号 省 特 る 及 ス 並 す 知 事 び テ 令 \mathcal{O} び 定 る 力 第 項 A 利 第 12 \mathcal{O} 省 に 情 \mathcal{O} 用 八 個 令 F 五.

令和元年六月十九日

部

を

改

正

す

る

告

示

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

12

定

8

る

総務大臣 石田 真敏

に 力 行 関] 政 す F 丰 る 及 続 省 び に 令 個 お 第 人 け 几 番 る + 号 特 兀 力 定 条 \mathcal{O} 第 F 個 並 人 項 び を 第 に 識 情 五. 别 号 、 報 す 提 る 第 供 た ネ 兀 \Diamond + ツ \mathcal{O} 五 1 番 条 ワ 号 第 \mathcal{O} ク 利 項 シ 用 第 ス 等 テ 兀 12 号 A 関 及 にこ す び ょ る 第 る 法 五. 特 律 号 定 \mathcal{O} 個 規 第 人 情 定 兀 + に 報 六 \mathcal{O} ょ 条 る 提 第 供 通 等 知

項 第二 号 並 び に 第 兀 + 七 条 第 項 第 三 号 0) 規 定 に 基 づ き 総 務 大 臣 が 定 \otimes る 事 項 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す

る告示

令 K 兀 + 第 及 行 七 兀 U 政 条 + 個 丰 第 兀 人 続 番 条 に 第 号 項 お 第 力 け 三 項 る 号 第 ド 特 \mathcal{O} 並 五. 定 号 規 び \mathcal{O} 定 12 個 情 12 第 人 基 報 兀 を づ 提 十 識 き 供 五. 別 総 ネ 条 す 務 第 ツ る 大 1 た 臣 項 ワ \Diamond が 第 \mathcal{O} 定 兀 ク 番 シ 号 8 号 る 及 ス \mathcal{O} テ 事 び 利 第 項 ム 用 に 五. 等 号 、 亚 ょ に 成 る 関 第 特 す + 定 兀 る + 七 個 法 六 年 人 律 条 情 総 \mathcal{O} 務 第 報 規 省 \equiv \mathcal{O} 提 定 告 項 に 第 示 供 ょ 等 第 号 る 兀 に 関 通 百 並 び す 知 12 力 る 第 省

 \mathcal{O}

__

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

下 対 規 象 線 定 次 規 を \mathcal{O} \mathcal{O} 定 付 下 表 لح 線 に L L た を ょ り、 7 規 付 定 移 L 動 た 改 以 部 L 正 下 分 前 改 欄 \mathcal{O} 正 対 ょ に 象 う 掲 後 12 欄 規 げ 定 る 改 12 掲 規 \Diamond げ と 定 る 改 1 \mathcal{O} う。 下 対 正 象 線 前 規 欄 を 付 定 は 及 で U L 改 改 た 改 部 正 正 正 分 前 前 後 欄 欄 欄 を ک に に に $\sum_{}$ 対 掲 れ 応 に げ れ に 順 る 対 対 次 7 応 掲 象 対 す 応 規 げ 定 す る る ŧ を そ る 改 改 \mathcal{O} \mathcal{O} を 標 IF. 正 掲 後 後 記 げ 部 欄 欄 分 に 7 12 に 掲 1 掲 げ な げ る 重 る 1

ŧ

 \mathcal{O}

は

れ

を

加

え

る。

4	ω	12	н	
	取得番号とすべき番号 省令第41条の2(省令第48条において準用する場合を含む。)の取得番号とすべき番号 は、法第21条の2第1項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定による情報提供用個人識別符号の取得を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とする。	法第21条第2項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定による通知の有効期間 間 省令 <u>第41条第1項第4号</u> (省令第48条において準用する場合を含む。)の総務大臣が定める期間は、30日間とする。	特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知 カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等 に関する省合(平成26年総務省合第85号。以下「省令」という。)第40条第2項第5号 (省令第40条第3項において準用する場合を含む。)、第41条第1項第5号及び第46条 第3項第2号(これらの規定を省令第48条において準用する場合を含む。)の総務大臣が定 める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号。以下「法」という。)第19条第7号又は第8号の規定による特定個人 情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とす る。	改 正 後
3 [同左]	[新設]	 2 法第21条第2項(法第26条において準用する場合を含む。)の規定による通知の有効期間 省令第45条第1項第4号(省令第48条において準用する場合を含む。)の総務大臣が定める期間は、30日間とする。 	1 特定個人情報の提供の求めにおいて送信する事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知 カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等 に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「省令」という。) <u>第44条第2項第5号</u> (省令 <u>第44条第3項</u> において準用する場合を含む。)、 <u>第45条第1項第5号</u> 及び第46条 第3項第2号(これらの規定を省令第48条において進用する場合を含む。)の総務大臣が定 める事項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25年法律第27号。以下「法」という。)第19条第7号又は第8号の規定による特定個人 情報の提供の求め及び提供を管理するためにインターフェイスシステムが生成する番号とす る。	改正前

備考

表中の

[]の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

十日)から施行する。

この告示は、戸籍法の一部を改正す

は、 戸籍法 の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号) の施行の日 (令和元年六月二